

こどもからのサインに気付き、共感することから支援がスタートし、支援にあたっては長期的な視点で、一貫した支援を行うための個別支援計画をふまえ、具体的に一人一人の保育ニーズに応じた目標、支援の内容を個別指導計画にまとめます。

「ねらい」は、スモールステップで立て、少し努力すれば達成できるものにするのが大切ですが、作成する中で、1つ「ねらい」の中に2つの要素（項目）が入ってしまったり、立てたねらいが社会性なのかコミュニケーション面のどちらなのかを迷ってしまったり、具体的な援助・具体的な手立てが漠然としてしまうことや、方向性がずれてしまうことがあります。

### <項目の着目ポイント>

#### ○生活面

- ・主に、基本的な生活習慣について。身の回りのことを自分でできているのか、現在、一番の課題となっている内容を1～2点挙げるようにする。（登降所の用意、食事、着替えなど）
- ・基本的な生活習慣が身についているかどうかは、対象児の姿を知るうえで、重要な内容となる。そのため、身の回りのことは支障なくできる場合も、生活面の項目を挙げて「特に支援の必要はない」と記入しておくが良い。こうすることで、個別指導計画を読む全ての人に対象児の姿が伝わりやすい。

#### ○運動・身体面

- ・主に、運動面の課題・身体的に支援の必要な課題について

#### ○言語・認識面

- ・聞く・話す・言葉の理解などに関する課題について
- ・聞く一言われた内容を理解しているか、指示に対して的確な行動ができるかなど
- ・話す一物の名前を正しく言うことができるか、自分の要求をことばで表現できるか、言葉の不明瞭さなど
- ・言葉の理解一言の意味を正しく理解しているか、語彙数など
- ・物事に対する理解力について
- ・文字・数・色・形・物の名前などに対する理解力など

#### ○社会性

- ・ルール・決まり事を守り、社会生活に適応する力について
- ・感情のコントロールの課題、ルールを守ろうとする姿、クラス全体での話を聞く時の態度など

#### ○コミュニケーション面

- ・友だちとの関わり方について
- ・相手の気持ちに気づいたり思いやったりする気持ち、友だちと仲良くしようと関わる姿など

上記の着目ポイントを参考にして、まず、こどもの困りに焦点をあてて項目を整理してみましょう。

乳児期における『気になるこども』に関する気づきの観察事項（チェックリスト）

※対象はおおよそ1歳～2歳児

日々の保育の中で「こどもの様子や表情が気になる」「関わっていても何かしっくりいかない」ということはありませんか。3歳児健診以降から自閉スペクトラム症などの障がいは集団生活や生活上における困難さとして現れてきますが、乳児期から保育所で過ごすこどもの『気になる』姿を担任同士で、保育士集団で共通理解を図るため

【乳児期における気になるこどもの観察事項のチェックリスト】を作成しました。

成長と共に特性は目立たなくなることもありますが、就学前のこどもの生活上の困りに早期に気づき、困難を軽減するために、日々の保育を点検し、乳児期の保育を丁寧に行っていくことが大切です。

歳児 名前

年 月 日

	項目	チェック欄
生活面	・生活習慣全般において、積み重ねることが難しい。	
	・好き嫌いが多い。(食べられるものが少ない、食感覚、色が嫌など)	
	・トイレを嫌がる、怖がる。	
	・トイレの水や水道の水をよく流す。	
	・気にいった服ばかり着る。	
	・ちょっとした汚れが我慢できず、着替える。	
	・布団に入ることに抵抗を示す。(抱かれていないと眠らない)	
	・睡眠のリズムがつきにくい。	
	・汚れた時、ふいてもらったり、洗ってもらったりすることを嫌がる。	
運動	・抱っこやおんぶで自然に身をゆだねられない。(抱っこを嫌がる)	
	・ハイハイにならない。(親指でけられない、いつまでもずりばいになる等)	
	・かかとをつけずにつま先で歩く。	
	・歩き方や身体の動きがぎこちない。 (バランスよく動かせない、階段の上り下り等)	
	・両足跳びができない。	
	・よく転ぶ。	

遊び	・手先の動きが不器用である。(積み木を積む、絵本のページをめくる等)	
	・粘土やのり等の触感を嫌がる。	
	・音など外からの刺激に対して敏感に反応し、注意が散漫になる。	
	・物を一列に並べたり、積んだりして遊ぶ。	
	・特定のおもちゃで遊び、同じ遊び方ばかりする。	
	・本来のおもちゃの扱いをしない、遊ばない。(物を何でも回す、並べる等)	
	・サインペン、クレパス等でぐるぐる丸を描けない。(筆圧が弱い)	
	・ことばや動作のまねをしない。	
	・人より物に興味を示す。(光る物、回る物、鏡等)	
認知・言語面	・物を渡してお願い(例えば、絵本を持ってきて読んでほしいことを示す等)をすることができない。	
	・指差しをしない。	
	・意味のあることばをしゃべらない。	
	・エコラリアがある。	
	・場に合わないことばやコマーシャルのフレーズを言うことが多い。	
	・ことばが増えず、語彙が少ない。	
	・発音が不明瞭で聞き取りにくい。	
	・単語が中心で2~3語文で話せない。	
・指示の意味がわからない。(ことばの理解が難しいように感じる)		
行動・社会性・コミュニケーション	・呼びかけに反応しない。	
	・視線が合わない。	
	・初めてのことや、初めての場면을嫌がる。	
	・落ち着きがない。(常に体のどこかが動いている、椅子に座ることが難しい等)	
	・何もなくても、甲高い声や大声を発する。	
	・周囲に関心を示さない。	
	・表情が乏しい。	
	・困った時など、状況にそぐわない言動でその場を逃れる。	
	・大人(母・保育士)への愛着が強すぎる。(弱すぎる)	
	・手をつなぐのを嫌がる。	
	・特定のものにこだわる。	
	・気持ちの切り替えが難しい。(何をしても泣きやまない)	
	・友だちへの興味、関心が乏しく、一人遊びの方が多い。	

## 乳児保育の気づきの大切さと予防的な取り組み

大阪府立大学人間社会学部 社会福祉学科

里見 恵子

大阪市の発達支援モデル研究のまとめとして作成したこの冊子は、主に3歳児以上児の発達障害児への支援について、公立保育所の実践研究を具体的にまとめたものです。

しかし、発達障害の特徴は、乳児期に気づくことも多いのが実態です。広汎性発達障害については、その多くが3歳以降に確定診断がつくことが多いのですが、ことばの遅れや対人関係の弱さ、多動性やこだわりなどの特徴は、1歳半頃から特徴が現れ3歳になる頃(2歳児)にはかなり目立ち、一番育てにくいのがこの時期にあたります。

また、注意欠陥・多動性障害(ADHD)では、歩行が始まる頃から多動性が目立ち始めます。ADHDは、歩行開始が早く10カ月頃から歩き始め、歩いたと思った途端に走っていたというエピソードをもつ子どもも多いのが特徴です。そのために、生後10か月～1歳半頃までに体験する手を使った遊びの時期を逃しています。また、注意も散りやすいため、遊びを持続できなかつたり、構成遊びなどでは援助がないとできあがりまでできなかつたり、ということもしばしばです。絵本の読み聞かせでは、注意の持続の弱さから、内容をまだらに聞いていたりします。手先の不器用さを併せ持つことも多く、これらの理由が複合して結果的に“遊びが苦手”な子どもに育っていることも多いのです。

もし保育士が、乳児期に発達障害の特徴をもち発達障害を疑っても、保護者に説明するには至らないことも多いでしょう。しかし、この時期に予防的な支援をすることはできます。ADHDの疑いであれば、落ち着く環境を用意し、保育士が意識的に関わりをもち、遊びに集中するように仕向けていきます。具体的には、積み木遊びで積み木を交互に高く積んでいくことや、絵本の読み聞かせを自由遊びの中で行ったり、ままごとでやりとりをしたりすることなどです。これらの遊びには、ADHDの中核の障がいである抑制の弱さを助ける要素があります。積み木で、相手が積んでいる間はじっと待つ、自分で積む時には倒れないように注意深く積む、ままごとでは、お茶を注いでいる間は待つ、お茶をコップについて、スプーンで混ぜて、乾杯し、飲む、などの一連の手順に沿ってままごとを進めるには、手順を記憶する、相手に合わせる、待つ、などの注意のコントロールが求められるからです。自由にしておくと、走り回っていることが多くなるので、毎日10分程度でも、このような遊びで個別に継続的に関わることで、抑制する力が育ち集中できるようになってきます。対象の子どもと継続的に遊ぶことがそのまま援助なのです。

広汎性発達障害児では、1歳半～3歳までの時期は、症状が顕著になっていくことも多く教えるにくい時期になりますが、保育士との安定した人間関係ができていれば、3歳以降に認知が伸びてくる時期に様々なことを教えるようになります。担当者を決め、困った時や不安な時には、同じ保育士が同じように対応することで、大人への信頼が育ちます。この時期に、辛抱強い対応をすることで、以降の教えるやすさにつながっていきます。

すぐに、保護者に障がいを告知しなくても、保育の中で意識的に関わることで、発達障害の特徴をマイルドにでき、また二次障がいを防ぐことにもつながっていきます。

早期発見できたなら、早期に予防的な取組みを始めることが支援の始まりです。

## 大阪市発達支援モデル研究の推進にかかわって

大阪府立大学人間社会学部 社会福祉学科

里見恵子

平成21年から始まった大阪市発達支援モデル研究の助言者としてかかわってきました。モデル研究は、まず実践研究保育所を決め、天王寺保育所と東中浜保育所から実践が始まりました。この2か所の園での実践研究が、3年後には大阪市全体の保育所での発達支援体制につながるのだろうか、不安を抱えた船出でした。

しかし、現場の保育士の行動力は素晴らしく、1年目を終える頃には、発達障害児への保育的支援の手ごたえを実感できるものとなってきました。この1年目の実践研究から、視覚支援、環境の構造化など広汎性発達障害に対する個別の支援が、クラスの中の全ての子どもに有効なユニバーサル・デザインの支援として位置づけることができること、また、どのクラスでも取り組める方法であることが、手ごたえとなりました。

もう1つの課題は、個別の指導計画を立てそれに基づく実践ですが、研究当初は、子どもの実態に即した個別の指導計画を立てることが難しいのではと予想していました。その予想の通り、実際に個別の指導計画の作成の取組みが始まってみると、実践そのものよりも共通理解の難しさがあることも実感しました。同じように広汎性発達障害の診断があっても、認知レベル・言語レベルが異なり、また抱える問題行動もちがってきます。このように一口に発達障害と言ってもそれぞれの子どもによって課題は異なるために、一般的なモデルになる個別の指導計画というものがないのです。

しかし、これも、作成過程で何度も討議を繰り返す中で、障がい特性に考慮した目標の立て方、留意点があることを事例を通して実感できてきました。事例研究の個別の指導計画が、これから新たに立てていく時に役に立つものにするために、吹き出し形式で、目標の立て方や書き方の留意点を付け書き加えることで、より一般化した留意点を整理できたように思います。

さらに、個別の指導計画の作成に保護者と共同で行う実践は、保護者の協力を得られた事例から始め、2・3ヶ月に1度、保護者同席の上で、指導計画の作成と振り返りを行うことが始まりました。この実践を通して家庭との連携の姿が見えてきました。“保護者の願い”をしっかり受け止め、保育所がよりわかりやすい具体的な姿の目標にし、それが保育の場で実現できることで、保育所での支援の有効性を保護者に理解していただく機会になっていきました。このように、個別の指導計画を立てていくことで、保育所（保育士）と保護者が子どもの抱える課題を共通理解できるようになり、保育所と家庭が連携して取り組めることも実感できつつあります。

今回の冊子が、大阪市全体の発達障害児の支援のモデルとして、多くの保育所、保育士によって活用されることで、発達障害児が保育所生活にスムーズに参加でき、共に育つための基礎的な支援につながることを期待しています。

## 発達障害者支援法（平成17年4月1日施行）

### 第一章 総則

#### （定義）

第二条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

#### （国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害の早期発見のため必要な措置を講じるものとする。

### 第二章 児童の発達障害の早期発見及び発達障害者のための施策

#### （保育）

第七条 市町村は、保育の実施に当たっては、発達障害児の健全な発達が他の児童と共に生活することを通じて図られるよう適切な配慮をするものとする。

## 保育所保育指針（平成21年4月1日施行）

### 第4章 保育の計画及び評価

#### （3）指導計画の作成上、特に留意すべき事項

##### ウ 障害のある子どもの保育

- （ア） 障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けること。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。
- （イ） 保育の展開に当たっては、その子どもの発達の状況や日々の状態によっては、指導計画にとらわれず、柔軟に保育したり、職員の連携体制の中で個別の関わりが十分行えるようにすること。
- （ウ） 家庭との連携を密にし、保護者との相互理解を図りながら、適切に対応すること。
- （エ） 専門機関との連携を図り、必要に応じて助言等を得ること。

【発達支援モデル研究】

スーパーバイザー 助言者

大阪府立大学 准教授 里見 恵子

大阪市こども青少年局 医務監 新平 鎮博

大阪市発達障がい者支援センター 井上 芳子  
エルムおおさか

モデル保育所

大阪市立 天王寺保育所 東中浜保育所  
加島第1保育所 加美第1保育所 矢田教育の森保育所  
姫島保育所 大浪保育所 千本保育所

できた！わかった！たのしいよ！  
～そう感じることができる保育を～

発行 大阪市こども青少年局保育施策部保育所運営課  
大阪市北区中之島1-3-20  
電話 06-6208-8120  
FAX 06-6202-9050

平成24年8月 増刷

平成28年8月 増刷

令和 2年3月 増刷